

学校いじめ防止基本方針

札幌市立前田北中学校

令和8年4月改定

1. いじめ防止についての基本的な考え方
2. いじめの定義
3. いじめの構造の理解
4. いじめの具体的な態様
5. いじめ防止等に関する具体的な取り組み
 - (1) 未然防止のために
 - ①「命を大切にする」指導と道徳教育の充実
 - ②わかる授業作りの工夫と改善
 - ③「居場所」と「絆」のある学級・学校作り
 - ④教育相談やいじめ対策委員会の充実
 - ⑤情報モラル教育の充実
 - ⑥家庭や地域との連携
 - ⑦教職員の連携・研修、スクールカウンセラーとの関わり
 - (2) 「早期発見」するために
 - ①いじめの積極的な認知
 - ②校内連携体制の充実
 - ③生徒との共感的人間関係の構築（生徒からの情報が入りやすい環境作り）
 - ④アンケート調査と教育相談の効果的実施と保護者との連携
 - (3) 「早期対応」するために
 - ①情報の収集
 - ②管理職への報告
 - ③組織的な対応
 - ④事実関係の把握
 - ⑤対応方針の決定
 - ⑥保護者対応
 - ⑦インターネット上のいじめへの対応
 - (4) いじめの解決に向けて
 - ①被害生徒とその保護者に対して
 - ②加害生徒とその保護者に対して
 - ③学級集団（観衆・傍観者）、目撃者に対して
 - ④PTAや保護者・地域との連携
6. 校内体制（校内いじめ防止・対策委員会について）
 - (1) 校内いじめ防止・対策委員会の設置
 - (2) 委員会の役割
 - (3) 委員会のいじめへの対応について
7. いじめ防止等に関する取り組みの年間計画
8. 重大事態への対処
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

1. いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の権利を著しく侵害する重大な問題であるとともに、いじめを受けた生徒は将来にわたって精神的に苦しむばかりか、時には生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。

こうしたいじめから一人でも多くの生徒を救うために教職員一人一人が「いじめはこの学校でも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた生徒を絶対に守り通す」との基本的な考え方のもとに、日頃の学校生活の中で各生徒のわずかな変化を見逃さないよう、学校全体で連携しながら、組織的に対応する必要がある。また、学校が生徒一人一人が安心、安全に生活を送りながら、夢や希望をかなえるために全力で努力できる場所であることは、われわれ教職員だけではなく、家庭や地域の願いでもある。そのことを踏まえながら家庭・地域、時には関係機関と適切に連携を図り、お互いが協力しながらいじめ防止と早期発見に取り組む必要がある。

平成24年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」と「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を受けて、本校ではいじめ防止と早期発見、またいじめを受けていると思われる生徒に対しては適切で迅速な対応をするために、次のような基本方針で臨む。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より抜粋）

すなわち「前田北中学校に在籍している生徒に対して、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的、肉体的な苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人間関係」とは、同じ学校・学級や部活動の生徒だけではなく、塾・スポーツクラブなど当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等も含まれる。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹り、謗中傷等も意味する。
- ◆一見トラブルのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口はもちろん、書かれた生徒がそのことを知らず心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、書き込みの状況や内容を判断しながら、場合によってはいじめめとして適切な対応をとる。

3. いじめの構造の理解

いじめは、加害・被害という関係の問題だけではない。

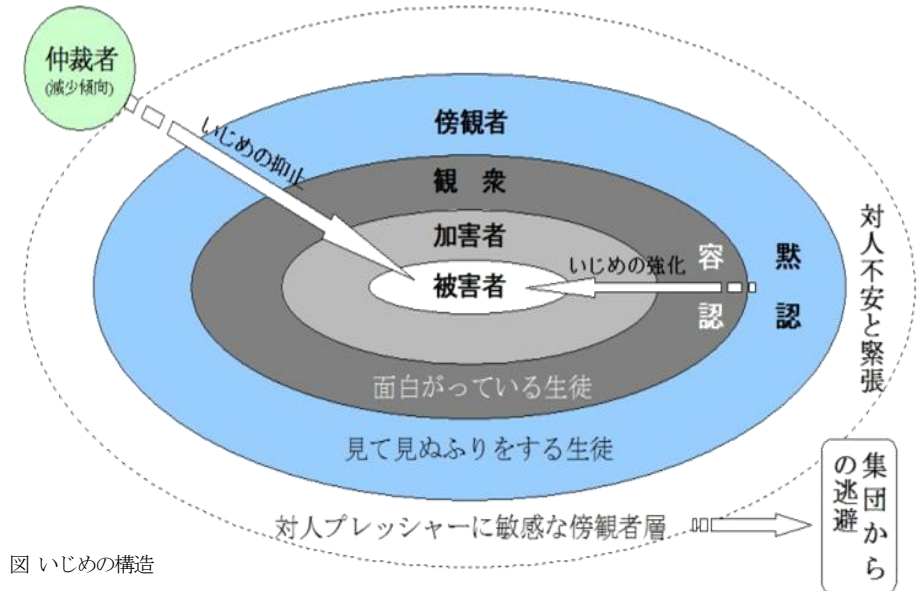


図 いじめの構造

観衆…周りではやし立てたり面白がったりすることも、いじめを助長する存在となる。

傍観者…仲裁者と黙認者を区別する必要があるが、黙認者は見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている。近年はいじめを抑止する仲裁者が減少している。また、対人プレッシャーから敏感な生徒も傍観者の一部と位置づける必要がある。直接いじめを容認したり黙認したりしているわけではないが、自分を守るために所属する集団から逃避する。そのような状態になった集団は「いじめ」をますます助長することになる可能性がある。

一見、仲が良い集団においても集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、外部の目から直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性がある。例えばインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）でのやりとりの中でつくられている関係から「いじめ」に発展することもあり、様々な関係の中で発生するものということを留意する必要がある。

4. いじめの具体的な態様

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(身体的暴力を伴うもの)

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 【軽度の暴力】
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 【暴力】
- ・その他

(身体的暴力を伴わないもの)

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句など、嫌なことを言われる。 【言葉】
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる(インターネット上のものも含む)。 【はずし、無視】
- ・金品をたかられる。 【恐喝】
- ・金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 【悪戯、盗難、損壊】
- ・嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 【脅迫、強要、侮辱】
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して、誹謗中傷や嫌なことをされる。 【誹謗中傷、情報漏洩、名誉毀損】
- ・その他

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為に当たると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向を踏まえ、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

5. いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) 未然防止のために

①「命を大切にす」指導と道徳教育の充実

学校教育全体を通して「他人を思いやる心（ピア・サポート）」や「命の大切さ」を実感できる道徳教育を推進し、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する素地を養う。

②わかる授業作りの工夫と改善

授業の規律をしっかりとさせながらも、生徒に「わかる」「できる」喜びや実感を与えられるような教材研究や授業研究を行い、指導法の工夫や改善に努める。また、教師間で指導法の工夫や改善について積極的な交流を図る。

③「居場所」と「絆」のある学級・学校作り

集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることで自己肯定感や自己有用感を高める。また、よりよい人間関係の中でお互いの違いを認め、良さを見つけられる集団を作る。

④いじめ防止対策委員会と教育相談の充実

教育相談のために学校独自のアンケートを年2回行う。5・6月と10月・11月の年2回の教育相談を通して、生徒一人一人に寄り添う。また、札幌市のいじめアンケート年1回、いじめ防止対策委員会のいじめアンケート年4回の計5回、いじめに関するアンケートを行い、いじめの未然防止とともに「早期発見」に努める。

⑤情報モラル教育の充実

- ・非行防止教室等でインターネットの特徴や情報モラルに対する指導を行うと同時に、保護者に対しては正しいネット利用の仕方と家庭でのルール作りのための情報提供を行う。
- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。

⑥家庭や地域との連携

日常的に保護者と連携を図り、信頼関係を構築しながら家庭での子どもの様子について相談しやすい環境を作る。中学校区青少年健全育成推進会など、学校や地域の関係者が集まる機会などで、いじめを含めた学校の状況について情報を公開し、状況の共有化を行う。

⑦教職員の連携・研修、スクールカウンセラーとの関わり

いじめに関する情報を共有するために教職員の連携を深めると同時に、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携する。また、いじめの防止等のための対策やその他のいじめの防止等に関する資質の向上に必要な研修を計画的に実施する。

(2) 「早期発見」するために

①いじめの積極的な認知

「いじめはどの生徒にもどこの学校にも起こりえる」「いじめは見つけにくい」という認識のもと、生徒が発する小さなサインにいち早く気づく。

【いじめのサインの例】

- ・生徒たちから特定の生徒の名前が挙がる回数が増えた。(特に授業中)
- ・特定の生徒が発言すると、教室内に意味ありげな笑いが起こる。
- ・学級の中で特定の生徒を避けるような動きが見受けられる。
- ・特定の生徒に対して、侮蔑的な言葉が集中して向けられるようになった。(ウザイ、クサイ、死ね、バカ、消えろ、失せろ、等)
- ・特定の生徒が突然、休み時間になると一人であることが多くなった。
- ・特定の生徒が休み時間になると職員室や保健室にやってくる。
- ・グループ分けの時、特定の生徒がいつもはずされる。
- ・特定の生徒が突然、部活動を休みがちになる。
- ・急に成績が下がる。……………等

いじめのサインはこれ以外にも様々ある。どれもが日常的に起こりえることかもしれないが、突然このような兆候が見られたら「よくあることだから…」と見逃さず、行動を起こすことが大切である。

②校内連携体制の充実

- ・どんな小さなサインでも疑いを持ったなら、他の教職員と情報を共有し、同様に感じていないか、気になる情報がないかをきめ細かく情報交換する。
- ・スクールカウンセラー、学びのサポーター、相談支援サポーター等との協力体制を整備する。
- ・職員会議や朝の打ち合わせで情報発信を行い、全職員（事務職員や栄養教諭、校務助手や用務員も含め）での情報把握と共有化を図る。

③生徒との共感的人間関係の構築（生徒からの情報が入りやすい環境作り）

- ・日常的な教師と生徒の触れ合いや活動を大切に、生徒理解を深める。
- ・生徒と同じ視点に立ち、共に考えながら解決していく心の通った指導を行う。

④アンケート調査と教育相談の効果的実施と保護者との連携

- ・受容と共感を基本とし、共に悩み、解決し、信頼関係を深めた相談活動を行う。
- ・年間を通した計画的なアンケートの実施
学校独自の「教育相談アンケート（いじめを含む）」を年2回実施 … 5～6月、10～11月
- ・全市一斉の「いじめアンケート」を年1回実施 … 11月
- ・教育相談期間を設置し、生徒一人一人と個別の教育相談を実施 … 5～6月、10～11月
- ・いじめ防止対策委員会による「いじめアンケート」を年4回実施 … 5月、7月、9月、1月
- ・「いじめ」の事実を確認したら保護者へ速やかで丁寧な連絡をし、解決に向けての連携や協力を依頼する。

(3) 「早期対応」するために

初動対応が決め手になることを認識する。また、自分だけで解決しようとしなことが重要。

①情報の収集

まずは、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。状況の確認は生徒の自発的な報告に耳を傾けることが望ましいが、最終的には「いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように」が時系列になるように、整理する。できるだけ複数の教員で同時に確認。

②管理職への報告

「いじめ」を発見したり、情報をもたらされたりした場合は、特定の教員で抱え込まず、まずは学年全体に報告。学年代表は迅速に管理職へ報告し、組織的な対応の準備をする。（手順・役割分担の明確化）

③組織的な対応

校長（教頭）を中核に、事案に応じた迅速で適切な対応や対応に必要な体制を確立し、事実関係把握のための手順、役割分担、聞き取る内容を明確にする。

④事実関係の把握

- ・事実確認と指導は明確に区別し、事実確認は、温かな気持ちで中立的な姿勢で聞き取りを行う。
- ・複数生徒が関わっている場合は、一人一人個別に同時刻に聞き取りをすることを原則とする。
- ・事実確認は当事者である生徒だけではなく周辺にいた生徒にも必ず行う。生徒の自発的な報告に耳を傾けることが望ましいが、最終的には「いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように」が時系列になるように、整理する。
- ・聞き取りをしたすべての教師で、事実確認の集約を行い、ズレや隠していることがないかをチェックする。それらをできるだけ整理することで全体像を正確に把握する。
- ・記録化し、関係した生徒の保護者（被害加害双方、場合によっては観衆者、傍観者も含む）や教育委員会への説明および報告の準備をする。

⑤対応方針の決定

- ・誰が、いつ、どのように対応するかを決定する。
- ・被害生徒（安全確保を最優先、保護者への連絡、場合によっては関係機関との連携）
- ・加害生徒（直ちにいじめをやめさせる。表面だけではなく背景の要因も理解しながら保護者と連携、協力を依頼する）

⑥保護者対応

- ・情報が本人や保護者からの時、ケガなどがあつた場合はその日のうちに対応する。また、把握できた事実や学校の動きを確実に伝え、理解を得る。可能な限り、家庭訪問で対応する。

⑦インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、いじめの解決のための対応を進めるとともに、生徒の保護者あるいはそれ以外の保護者から依頼を受けた学校長が、掲載情報の削除を依頼する。その際掲載された情報を保存し、印刷するかデジタルカメラ等で記録する。閲覧者が限定されている場合は、書き込み内容を保存させ、学校でそのデータを保存する。
- ・不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、関係機関に通報し、連携を取りながら、削除要請やデータの回収を行う。

(4) いじめの解決に向けて

いじめの解決とは、当事者間の謝罪で終わるのではなく、被害生徒と加害生徒をはじめ、他の生徒との関係修復を経て、当事者を含む全生徒が集団として望ましい関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを以て判断されるべきである。国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

①被害生徒とその保護者に対して

- ・徹底して被害生徒の立場に立って対応する。
- ・もっとも信頼関係のある教職員が対応する。
- ・「最後まで守る」という意思表示を被害生徒と保護者に行う。
- ・安心して学校生活を送るための登下校や休み時間等の見守り、教育相談体制、スクールカウンセラーと連携をした心のケアなど、具体的なプランを提示する。
- ・いじめが解決した後、保護者に学校生活の様子を定期的に報告し連携をとる。

②加害生徒とその保護者に対して

- ・いじめを行った動機や気持ちにしっかり目を向け、反省させ、今後の生活に前向きに取り組ませる意欲作り
- ・自分が行ったことに対して、真剣に考えさせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと説諭する。
- ・被害生徒と認識に差があることをふまえて対応すること。
- ・相手の心の痛みを理解させ、他人を思いやる感情や規範意識向上のための指導を粘り強く行う。
- ・加害生徒もストレスがかかっているケースが多いため、その点については共感し、ストレス軽減のための支援を行う。
- ・保護者にも事実を伝え、連携・協力を依頼する。
- ・いじめが解決した後、保護者に学校生活の様子を定期的に報告する。

③学級集団（観衆・傍観者）、目撃者に対して

- ・いじめは被害生徒と加害生徒だけの問題ではなく、周囲の態度によって助長されたり、抑止されたりすることを気づかせる指導。
- ・いじめは観衆や傍観者によって深刻化させることになることを改めて指導する。
- ・道徳を含めた全教育活動を通して、コミュニケーションの取り方、相手の気持ちを理解する方法、思いやりや正義感を育成させる指導を行い、再発防止に努める。（未然防止につながる）

④PTAや保護者・地域との連携

- ・保護者や地域住民の信頼関係を構築し、家庭や地域での様子を気軽に相談できる雰囲気と必要に応じていじめの情報を提供してもらえるような連携の強化をする。
- ・いじめの防止等の取り組みについて、PTA総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。
- ・地域住民の学校行事への参加を促しながら、教職員が地域の行事に参加したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

6. 校内体制（いじめ防止対策委員会について）

（1）校内いじめ防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止の対策のための組織」をおくものとする。
（いじめ防止対策推進法
第22条 抜粋）

【構成メンバー】

学校長（総責任者）、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、（教務代表、教育相談係、関係担任、）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※その他必要に応じて関係機関（民生児童委員、手稲区家庭児童相談員、医療機関、警察（道警サポート）、児童相談所等）の参加を要請

（2）委員会の役割

- ・いじめ防止基本方針の取り組みの実行、検証および修正。
- ・いじめの認知、解消についてはいじめ防止・対策委員会で判断する。（解消判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。）
- ・いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談）
- ・本校で起きたいじめ問題の情報の共有化と対応の協議。（アンケート調査結果、いじめサインチェックシート、日常的観察等）
- ・いじめ防止に関わる生徒の活動の支援。
- ・保護者や地域へのいじめ防止の啓発に関する情報の発信。
- ・会議録の作成し、個別の対応状況については、別に記録する。
- ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。
- ・アセスメントシートを活用し、該当生徒の進級、進学、転学にあたって次の学年、学校へ引き継ぐ。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査の回答結果は、3年間保管する。

(3) 委員会のいじめへの対応について

- ・いじめの事実が確認されたら、直ちに対策委員会を招集。
(速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員で会議を開催し、後日、不在であった委員へ報告し意見を求める。)
- ・事実関係の把握と情報の共有化、関係生徒と保護者への対応の協議を行い、迅速に指導を開始。担任、学年任せにせず、学校全体で対応できる体制を整える。
- ・全職員に事実を伝え、共通認識と共通行動の確認を行う。
- ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

7. いじめ防止等に関する取り組みの年間計画

| 月 | 教職員関係 | 未然防止 | 早期発見 | 保護者・地域 |
|--------|--|--|-----------------------|-----------------------------|
| 4 | P ・いじめ防止基本方針の確認 ・生徒指導研修会 ・学びの支援委員会 ・いじめ防止対策委員会 | ・SCの生徒保護者への周知 ・全校道徳 | ・学級懇談会 | ・PTA総会 ・学年懇談会 |
| 5 | D ・いじめ防止対策委員会 ・学びの支援委員会 | ・教育相談アンケート ・教育相談週間 ・いじめアンケート | ・教育相談アンケート ・教育相談週間 | |
| 6 | ・学びの支援委員会 ・いじめ防止対策委員会 | ・教育相談週間 ・生徒総会 ・異学年交流 ・全校学活 (コミュニケーションスキル) | ・教育相談週間 | ・青少年健全育成推進会 |
| 7 | C ・いじめ防止対策委員会 ・学びの支援委員会 | ・非行防止教室 (ネットモラル) ・いじめアンケート | ・三者懇談 | ・生活だより ・PTA、健全推進会合同校区巡視 |
| 8 9 | A ・命の大切さを見つめ直す月間 ・学びの支援委員会 ・いじめ防止対策委員会 | ・いじめアンケート | | ・学年懇談会 ・PTA、健全推進会合同校区内巡視 |
| 10 | P ・いじめ防止対策委員会 ・学びの支援委員会 | ・教育相談アンケート ・教育相談週間 | ・教育相談アンケート ・教育相談週間 | ・地域音楽会 |
| 11 | D ・生徒指導研修会 ・いじめ防止対策委員会 ・学びの支援委員会 | ・いじめ防止宣言 ・いじめアンケート | | |
| 12 | C ・学校評価アンケート ・いじめ防止対策委員会 ・学びの支援委員会 | | ・三者懇談 | ・学校評価アンケート ・生活だより |
| 1 | ・いじめ防止対策委員会 ・学びの支援委員会 | ・いじめアンケート | | ・学校関係者評価 |
| 2 | A ・反省職員会議 ・いじめ防止対策委員会 P ・学びの支援委員会 | ・小中連携(敬群) | | ・アンケート結果提示 |
| 3 | ・小中連携(敬群) ・いじめ防止対策委員会 ・学びの支援委員会 | | ・学級懇談会 | ・学年懇談会 |
| 通年 | ・職員会議における生徒指導交流 ・いじめ防止対策委員会 (月1回必ず実施) ・学びの支援委員会 (2か月に1回必ず実施) | ・道徳授業の充実 ・コミュニケーションスキルの向上 ・授業の工夫、改善 ・生活委員会の活動 | ・養護教諭やSCによる相談活動 | |

いじめ問題についての対応図

☆未然防止の取り組み☆

いじめを防ぐ日常の取り組み

- 命を大切にする教育 ○道徳教育 ○わかる授業作り
- 学級・学校作り ○情報モラル教育 ○家庭や地域との連携
- (自己肯定感、自己有用感の向上)
- (学級・学年PTA, 学校便り, 健全育成)

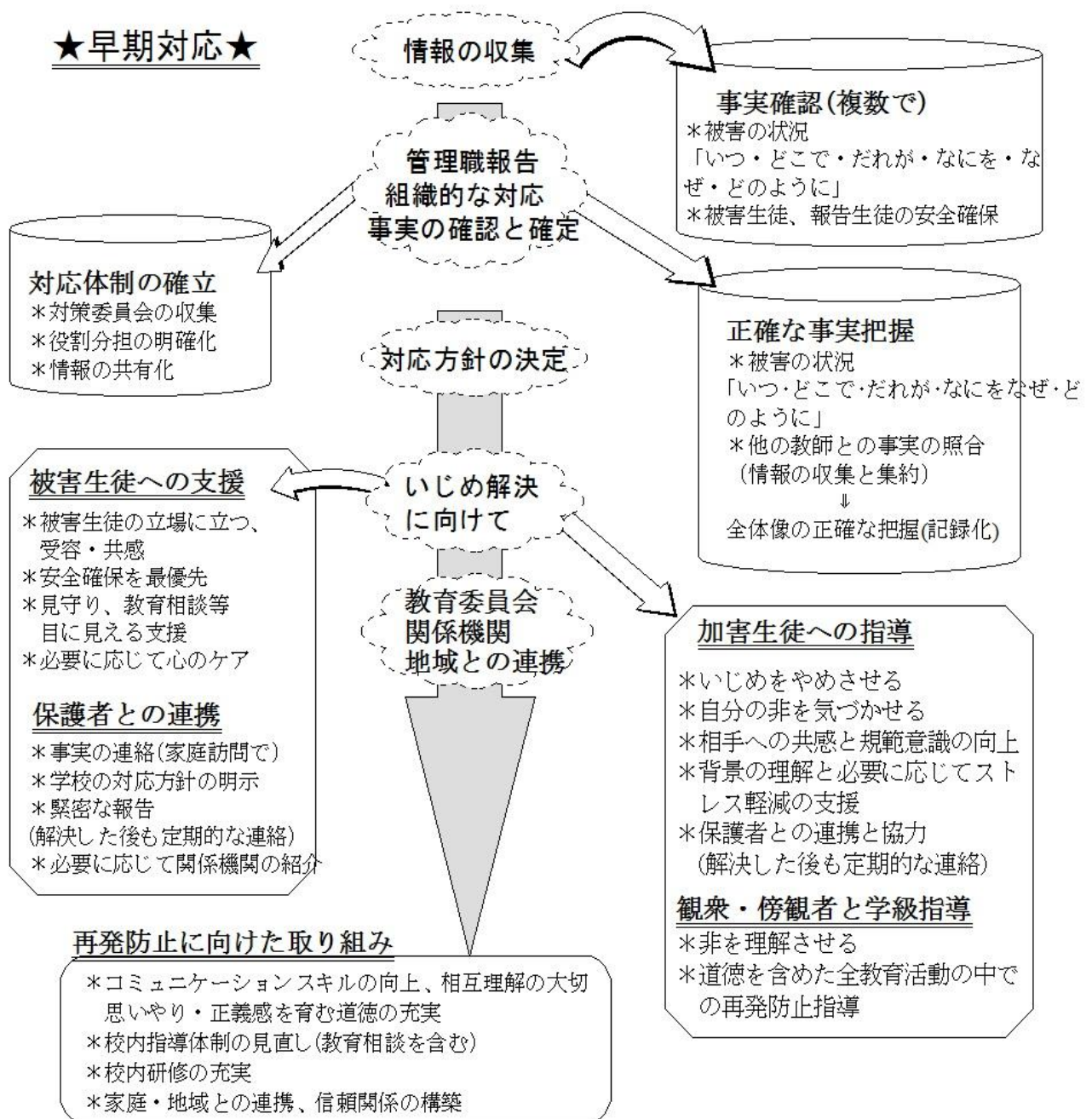
☆いじめの把握☆

- *本人から *友人から *保護者から *教師から

そのために…

教職員間の細かな情報交換、生徒との人間関係、相談活動の充実

★早期対応★



8. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

国の方針より重大事態とは次のようなケースが想定されている。

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次のようなケースが想定される。
 - ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるとき
・相当期間とは、不登校の定義を踏まえた年間30日を目安とする。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態といえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

※ 文部科学省で定めている重大事態対応フロー図を参照

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 設置者に重大事態の発生を報告
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」
- 地方公共団体の長等に報告(公立:学校から設置者を経由、私立:学校から都道府県知事)

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

■付記

- ・平成27年9月1日制定
- ・平成29年9月1日一部改定
- ・令和2年12月4日一部改定
- ・令和6年4月1日一部改定
- ・令和7年4月2日一部改定
- ・令和8年4月1日一部改定